

令和7年度 第2回静岡市民生委員推薦会

日 時：令和7年9月2日（火）18：00～19：30

会 場：静岡市役所静岡庁舎新館9階 特別会議室

次 第

1 開会

2 福祉総務課長あいさつ

3 委員紹介（自己紹介）

4 議 事

(1) 令和7年度 民生委員・児童委員一斉改選について【資料1】

(2) 令和7年度 民生委員・児童委員候補者審査 【資料2】

(3) 欠員地区の公開について 【資料3】

5 事務連絡

6 閉会

静岡市民生委員推薦会委員名簿

(任期：令和6年5月1日～令和9年4月30日)

(敬称略) 令和7年9月2日現在

| 選出分野 (静岡市民生委員推薦会の委員の定数等に関する規則第2条第2項各号) | 推薦団体 | 氏名 | 摘要 |
|-------------------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|
| 市議会議員 (第2項第1号) | 市議会 | やまなし わたる 山梨 渉 | 静岡市議会厚生委員会委員長 |
| | | きのした しゅんや 木下 俊也 | 静岡市議会厚生委員会副委員長 |
| 民生委員 (第2項第2号) | 静岡市民生委員児童委員協議会 | いちかわ しげる 市川 茂 | 静岡市民生委員児童委員協議会副会長 |
| | | くろさわ ゆきお 黒澤 幸夫 | 静岡市民生委員児童委員協議会副会長 |
| 社会福祉事業関係者 (第2項第3号) | 静岡県社会福祉法人経営者協議会 | おおたじま のぶゆき 太田嶋 信之 | 社会福祉法人あゆみ福祉会 |
| | | てらだ ちひろ 寺田 千尋 | 社会福祉法人明光会 |
| 社会福祉関係団体 (第2項第4号) | 静岡市老人クラブ連合会 | すずき さかえ 鈴木 栄 | 静岡市老人クラブ連合会会長 |
| | 静岡市社会福祉協議会 | こばやし やすあき 小林 靖明 | 清水区地区社会福祉協議会連絡会会長 |
| 教育関係者 (第2項第5号) | 静岡市校長会 | しまだ あきひこ 島田 明彦 | 静岡市立長田西小学校校長 |
| | | くぼた よしこ 久保田 良子 | 静岡市立清水興津小学校校長 |
| 学識経験者 (第2項第7号) | — | えばら かつゆき 江原 勝幸 | 静岡県立大学短期大学部社会福祉学科准教授 |
| | 静岡市自治会連合会 | すみくら まさかず 隅倉 正員 | 静岡市自治会連合会副会長 |
| 関係行政機関職員 (第2項第6号) | — | ほんの ゆういちろう 本野 雄一郎 | 葵区副区長兼葵福祉事務所長 |
| | | ふじわら ゆうさく 藤原 融作 | 清水区副区長兼清水福祉事務所長 |

幹事 近江 一禎 (福祉総務課長)

近田 邦晃 (福祉総務課地域福祉係長)

書記 濱 卓也 (福祉総務課主査)

佐々木 萌香 (福祉総務課主事)

令和7年度 民生委員・児童委員一斉改選について

1 一斉改選とは

民生委員・児童委員（以下、民生委員）の任期は3年と定められており、現行の民生委員の任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日です。そのため、令和7年12月1日、全国一斉に民生委員の改選が実施され、次期民生委員の活動が開始されます。

2 静岡市の定数、推薦手続き等の経緯について

| 時 期 | 項 目 | 備 考 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------|
| 令和6年8～10月 | 一斉改選に伴う地域の定数、担当区域の変更等に関する希望調査 | 地区民児協会長 連合自治会長 |
| 11月 | 担当区域等調査結果の報告、推薦要領確認 | 市民児協三役会 |
| 1～2月 | 静岡市民生委員推薦会（書面開催） （推薦要領確認、今後のスケジュール） | |
| 令和7年2～3月 | 次期民生委員候補者推薦依頼 | 連合自治会長 単位自治会・町内会長 |
| 6月末 | 次期民生委員推薦書等の提出 | 連合自治会長 自治会・町内会長 地区民児協会長 |

3 今後のスケジュールについて

| 時 期 | 項 目 | 備 考 |
|-----------|-------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 9～10月 | 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部改正 | 令和7年9月議会 |
| 9月11日 | 第1回 静岡市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会 | |
| 9月下旬 | 一斉改選候補者名簿提出 | 東海北陸厚生局 |
| 令和7年10月下旬 | 第3回 静岡市民生委員推薦会 第2回 静岡市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会 | 未推薦地区の推薦書提出 状況に応じて、開催を検討いたします。 |
| （随時） | 一斉改選候補者名簿提出（随時） | |
| 令和7年12月1日 | 令和7年度 民生委員・児童委員一斉改選 | |

4 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例(案)について

(1) 条例改正(案)について

令和7年12月1日民生委員・児童委員一斉改選に伴い、条例改正により委員の定数を変更する。

(2) 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数は、 <u>1,204人</u> とする。 | 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数は、 <u>1,212人</u> とする。 |

(3) 委員定数の考え方

① 民生委員・児童委員配置基準

(民生委員法第4条第1項の規定により都道府県等が条例を定めるに当たって参酌すべき基準)

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

| 区 分 | 配 置 基 準 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 1 東京都区部及び指定都市 | 220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 |
| 2 中核市及び人口10万人以上の市 | 170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 |
| 3 人口10万人未満の市 | 120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 |
| 4 町 村 | 70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 |

※平成25年7月8日付雇児発0708第9号、社援発0708第7号より

② 1人当たりの担当世帯数について

| 一斉改選 | 定数(人)(予定) | | | 世帯数(軒) ※各年4/1時点 | 担当世帯数 | (参考)定数配備基準から換算した委員数(人) |
|------|-----------|-------|-----|-----------------|--------|------------------------|
| | 地区担当 | 主任 | | | | |
| 令和7年 | 1,212 | 1,089 | 123 | 327,835 | 約301.0 | 745~1,490 |
| 令和4年 | 1,204 | 1,082 | 122 | 321,840 | 約297.4 | 732~1,463 |
| 令和元年 | 1,196 | 1,074 | 122 | 315,971 | 約294.2 | 719~1,437 |

民生委員欠員地区の公開について

1 趣旨

令和7年度第1回静岡市民生委員推薦会の審議結果を踏まえ、欠員地区の「公開の方向性」を検討する。

2 事務局案

(1) 方針 欠員地区の情報を公開する。

(2) 方法 市ウェブサイト及び各地区内回覧板等の両方により公開する。

ア 市ウェブサイト

地区民児協単位で「大まかな状況」を市全域に向け公開する。

イ 各地域内回覧板等

担当区域単位の「詳細」を、回覧板等で地域を限定して公開する。

なお、各地域内における公開の内容及び方法等は、対象地区の地区民児協、自治会連合会及び地区社協等と事前調整のうえ実施する。また、公開は段階的試行とし、いくつかの地区を選定して開始、実施結果を評価のうえ拡大の是非を判断する。

(3) 基本的な考え

必要最小限の情報の公開により候補者確保・制度理解を促進するとともに、悪用の防止に配慮した設計とする。

令和7年度第1回 静岡市民生委員推薦会 会議録

1 開催日程

令和7年6月16日（月）～7月15日（火）

2 開催方法

書面開催

3 出席者（五十音順）

市川茂委員、江原勝幸委員、太田嶋信之委員、木下俊也委員、久保田良子委員、黒澤幸夫委員、小林靖明委員、島田明彦委員、鈴木榮委員、隅倉正員委員、寺田千尋委員、藤原融作委員、本野雄一郎委員、山梨渉委員

4 事務局

保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉係

5 議 事

審議事項

(1) 民生委員欠員地区の公開について

(2) 民生委員候補者の推薦について

(非公表（静岡市情報公開条例第7条第1項第1号に該当）)

6 会議内容

会議資料送付 令和7年6月16日（月）

審議結果受付 令和7年6月16日（月）～27日（金）

審議結果共有資料送付 令和7年7月15日（火）

7 審議内容（審議結果）

(1) 民生委員欠員地区の公開について

ア 欠員地区公開の是非について

公開すべきである : 回答数11 (78.6%)

公開すべきでない : 回答数3 (21.4%)

【委員コメント】

市川茂委員 : 住民に知らせる。

江原勝幸委員 : 高齢化担い手不足の中、公表により立候補者が現れることが期待できる。

太田嶋信之委員 : 地域住民に現状を伝える必要があるため。

- 木下俊也委員 : 民生委員の欠員状況を市民が知ることで自分たちの地域への関心が高まる。
民生委員の役割や重要性を広く知ってもらう良い機会になる。
福祉に関心のある市民の協力が得やすくなる。
公表することで立候補者が現れる可能性がある。
立候補者は意欲や見識がある可能性が高い。
- 久保田良子委員 : 実態を伝えることは大切である。
- 黒澤幸夫委員 : 民生委員制度の必要性を先に訴え、委員のいない地区の住民が一番困る、これを理解してもらうことが大事だと思います。制度説明を民生委員のみに任せるのではなく、行政も常に宣伝する。その後に公開する順では？
- 小林靖明委員 : 地区により事情が違うので、そのことを責めるのは良くない。ボランティア的要素のある活動は人材難であり、なり手不足である。欠員があってもその中でお互いに協力して活動すべきである。
- 島田明彦委員 : 地域限定で公開を行うことで、地域住民が自分たちの地域の実情を理解することができ、福祉に関心のある住民の協力を得やすくなるのではないかと考えます。
- 鈴木榮委員 : これから欠員では困ると思う。
- 隅倉正員委員 : 公開されたくない意見に対しては、不都合な事由を十分に聞いて、その自由を除去することに努めていただきたいと思います。
- 寺田千尋委員 : 全体の問題として考えるべきだから。公表されないとわからなくなる恐れがある。
- 藤原融作委員 : 地域の課題が明らかになり、解決に向けて動き出す可能性があると思うため。
- 本野雄一郎委員 : 「公開すべきではない」としたが、これは欠員地区の公開だけでは、民生委員の欠員解消に影響を与えないからです。
また、欠員する自治会のつるし上げととらえる自治会関係者も出てくるのではないかという懸念です。

静岡市における選出は「自治会や町内会」であり、地縁組織におけるコミュニティも年々弱体化してきているのも事実です。その中で、「適任者がいない、人格者を見つけるのが大変」あたりが理由だとお聞きしました。

そのため、対策の視点としては、「選出方法」や「選出条件(居住地)」をどうするかを併せて検討する必要があると考えます。

ひとつの例としては、「自治会や町内会からの推薦」から「公募制度(欠損地区から)を導入」に切り替えるなどがあると思います。どちらにしても、公表に向けて動くのであれば、これまで尽力してくれた自治会など関係団体等への十分な理解が必要と考えられるため、現時点では「公開すべきではない」とさせていただきます。

山梨渉委員 : 公開により、欠員補充につながると考えにくい。委員の負担軽減や行政サポート充実などの検討が必要ではないか。

イ 公開する場合の取るべき手法について

① 対象の範囲

ウェブサイト等で広く公開する : 回答数 5 (38.5%)

回覧板等で地域を限定する : 回答数 8 (61.5%)

② 公開する情報の細かさ

不在地域がわかるよう詳細に示す : 回答数 9 (75.0%)

民児協単位で大まかに示す : 回答数 3 (25.0%)

市川茂委員 : 民生委員の必要性を訴える。

江原勝幸委員 : ①ウェブサイトの公開で幅広い層に届くとは限らない。②具体的に応募につながりやすい。

太田嶋信之委員 : 地域住民だけでなく広く市民に民生委員の現状を理解してもらうため。

木下俊也委員 : ①地域市民全員がウェブサイトを見るわけではない。
公表内容に配慮し、必要事項のみ公開する。
②地元の民生委員不在地域のみへの紹介でよい。
地域全体に公表した場合、悪用する人が現れるリスクがある。

久保田良子委員 : ①ウェブサイトを見ない方もいるので、回覧板がよい。②大まかでもよいと思う。詳細を示しても、どうしていくかが明記されなければ効果的ではないと考えたため。

- 黒澤幸夫委員 : 地域に明るい人も候補者なので地域限定が良い。
- 小林靖明委員 : 公開すべきではない。
- 島田明彦委員 : 地域住民に自分たちの地域の実情を理解してもらうことを目的とし、地元地区に限定して公表した方が良いと考えます。ウェブサイトで全体に知らせる必要はないのではないかと考えます。
- 鈴木榮委員 : 出来るだけ欠員を出さない様にする。
- 隅倉正員委員 : ①回覧板などでも広く公開する。福祉サービスを受ける事となる対象者にはWEBに対応できない方がいる。
②民児協単位の様な大まかでも良い。地区社協レベルで欠員に対する問題点を話し合うことになり地区の前向きな意見の掘り起こしにつながる。
- 寺田千尋委員 : 市民全体で共有できる方が良いと思う。
- 藤原融作委員 : 民生委員の認知度向上につながり、不在地域が明確になった方が自分事として考えるのではないかと思うため。
- 本野雄一郎委員 : 上記でも書かせていただきましたが、公開には、「選出方法」や「選出条件(居住地)」を併せて検討したうえでですが、欠員の解消のためには、広い周知が必要と考えるため「ウェブサイト等で広く公開する」としました。
また、自治会の「回覧」を何回やるかはわかりませんが、年1回くらいでは期待できるほどの効果はないと思います。
- 山梨渉委員 : 悪用を防ぐため。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援のつなぎ役」です。地域住民が抱える悩みや心配事などの相談に応じ、必要に応じて関係機関や福祉サービス等の情報を提供し、関係機関等につなぎます。関係機関等が地域住民の課題解決・支援を行います。

具体的な活動内容

相談・支援

介護や子育てなど、地域住民からの相談を受け、支援を行う関係機関につなぎます。生活の中での課題（健康状態の悪化、家庭内の問題など）を早期に発見し、問題が深刻化することを防ぎます。

訪問・連絡

見守り、声かけなどのために、障害者や一人暮らしの高齢者などを委員活動の適切な範囲で訪問します。会話やコミュニケーションなどの「対象者とのふれあい」により、「誰かが自分を気にかけてくれている」という安心感を対象者に与えます。

調査・実態把握

世帯の支援に必要な情報収集や地域の状況把握を行います。記録する必要がある内容は、「福祉票」に書き留めます。参考：[高齢者実態調査](#)

地区定例会

所属する地区民児協において、毎月1回の定例会があります。定例会では、民児協の運営、行政機関等からの周知事項のお知らせ及び委員同士の相談・交流などを行います。

研修会

全体研修会（年1回）
新任研修会（年2回程度）
専門部会（年2回程度）など

個人情報の取扱い

民生委員・児童委員には、職務上知りえた情報を漏らさない義務（守秘義務）があります。地域住民からの相談内容などは、本人の承諾なしに第三者に提供することはできません。

民生委員児童委員協議会（民児協）

民生委員・児童委員は、その地域の民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協は、静岡市内に61団体あり、全体で市民児協を組織します。同時に、民生委員・児童委員は、行政区ごとに区民児協を組織します。

資料・パンフレット

- [民生委員・児童委員静岡市の活動紹介 \(PDF: 417KB\)](#)
- [民生委員・児童委員信条 \(PDF: 74KB\)](#)

Q&A

ひとりで活動するの？

各委員は、それぞれ担当する地区を持ちますが、経験豊かなベテラン委員が中心になりながら民児協を組織し、同じ民児協の委員などと相談・交流しながら活動を行います。

何人くらいいるの？

静岡市では約1,200人、全国では約23万人の委員が活動しています。

給与はもらっているの？

民生委員法に、「給与を支給しない」と規定されているため、活動に対する報酬はありませんが、交通費や通信費などの活動に係る実費は支給されます。静岡市では、協議会の運営に係る費用等と合わせ、地区民児協に対して所属委員分の活動負担金が支給されます。

民生委員・児童委員を証明するものはあるの？

民生委員・児童委員は、顔写真付きの身分証（民生委員・児童委員の証）を持っています。また、身分証のほかに、徽章（ピンバッジ）や門標（玄関先に掲げる札）などで、民生委員・児童委員であることをお知らせします。

民生委員・児童委員がいないとどうなるの？

次のようなことが地域で生じる可能性があります。

- 高齢者や子ども、障害者など、支援が必要な人が問題を抱えても、適切な相談相手がいなくなる。
- 行政や福祉サービスとの橋渡し役がいないため、支援につながらなくなるケースが出てくる。
- 生活困窮、虐待、家庭内問題などを早期に発見する人がいなくなり、問題が深刻化し対応が難しくなる。
- 民生委員が関与する地域福祉活動やイベントが行われなくなる。
- 住民同士の連携や支え合いが希薄化する。

統計データ

充足率（実際の委員人数/定数（地区数））

充足率（実際の委員人数/定数（地区数））

| | 実数 | 定数 | 充足率 |
|--------------------|--------|--------|-------|
| 令和4年(2022年)度一斉改選時 | 1,152人 | 1,204人 | 95.7% |
| 平成31年(2019年)度一斉改選時 | 1,144人 | 1,196人 | 95.7% |
| 平成28年(2016年)度一斉改選時 | 1,152人 | 1,189人 | 96.9% |
| 平成25年(2013年)度一斉改選時 | 1,155人 | 1,181人 | 97.8% |
| 平成22年(2010年)度一斉改選時 | 1,154人 | 1,177人 | 98.0% |

有職/無職の割合（令和4年(2022年)度一斉改選時）

| | 委員数 | 割合 |
|------------------|------|-------|
| 有職者（パート・アルバイト含む） | 535人 | 46.4% |
| 無職 | 617人 | 53.6% |

地域を担当する民生委員・児童委員を確認したいとき

「高齢で地域の中で気にかけてほしい人を担当委員に伝えたい」「民生委員・児童委員の訪問等があったが、本当に担当委員だったのか確認したい」など、地域を担当する民生委員・児童委員を確認したいときは、各区福祉事務所生活支援課にお問い合わせください。

- 民生委員・児童委員が不在の地域もあります。
- 騒音などの住民同士のトラブルや相続・不動産に関するご相談は、[各区市民相談室](#)へお問い合わせください。
- [担当区域一覧（エクセル：40KB）](#)

お問い合わせ

保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課地域福祉係

葵区追手町5-1 静岡庁舎新館14階

電話番号：054-221-1366

ファックス番号：054-221-1091

葵福祉事務所生活支援課地域福祉係

葵区追手町5-1 静岡庁舎新館2階

電話番号：054-221-1080

ファックス番号：054-251-1090

駿河福祉事務所生活支援課地域福祉係

駿河区南八幡町10-40 駿河区役所2階

電話番号：054-287-8656

ファックス番号：054-287-8804

清水福祉事務所生活支援課地域福祉係

清水区旭町6-8 清水区役所2階

電話番号：054-354-2205

ファックス番号：054-352-9221

静岡市 法人番号：8000020221007

開庁時間：月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで

閉庁日：土曜日、日曜日、祝休日及び12月29日から翌年1月3日

住所：420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

電話番号：054-254-2111

Copyright © City of Shizuoka All Rights Reserved.